

## 公正取引委員会説明資料

資料 6 - 1	農業協同組合の行為の独占禁止法適用除外制度について	1
資料 6 - 2	農協関係の独占禁止法違反事例（組合の連合会を含む。）	3
資料 6 - 3	参照条文：独占禁止法（抄）	5
	：不公正な取引方法	6
	：農業協同組合法（抄）	9

## 農業協同組合の行為の独占禁止法適用除外制度について

### 1 組合の行為に関する独占禁止法適用除外制度の概要

#### (1) 適用除外制度の趣旨

独占禁止法第 22 条には、組合の行為に関する独占禁止法の適用除外制度が規定されている。この制度は、単独では大企業に伍して競争していくことが困難な小規模の事業者や交渉力の弱い消費者が、相互扶助を目的とする協同組合を組織して、市場において有効な競争単位として行動することにより、独占禁止法の目的である公正かつ自由な競争の促進の主体となり得るものと考えられることから、協同組合制度を独占禁止法の中に積極的に位置付けるために設けられたものである。

#### (2) 協同組合の範囲

独占禁止法第 22 条の規定により適用除外の対象となる協同組合は、法律の規定に基づいて設立された、以下の要件にすべて該当する組合（連合会を含む。）である。

ア 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。

イ 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ウ 各組合員が平等の議決権を有すること。

エ 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

なお、ここでいう法律には、たばこ耕作組合法、信用金庫法、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、中小企業等協同組合法、商店街振興組合法、労働金庫法及び消費生活協同組合法の計 9 法律がある。

#### (3) 適用除外とされる行為

適用除外とされる行為は、農業協同組合法等法令に定められた組合の行為である。ただし、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」には、独占禁止法が適用される。

なお、ほとんどの協同組合の行為は競争を実質的に制限することとならず、上記の趣旨から適用除外規定がなくても独占禁止法に違反することはないが、競争が狭い地域に限定されている場合、連合会の行為も適用除外となっていることから、何らかの要因により新規参入が制限され、全国ないし広域的に組織されている場合に公正競争が阻害され、協同組合の共同事業（共同販売事業、生産資材の共同購買事業等）が独占禁止法との関係で問題となる。

## 2 農業協同組合等の取扱いについて

農業協同組合及びその連合会については、農業協同組合法第9条において、本条第1号及び第3号に掲げる要件を備える組合とみなす旨の規定がある。したがって、農協が組合員のために行う共同販売事業、共同購買事業等、農業協同組合法第10条に規定する事業については、独占禁止法の適用が除外されることとなる。

なお、都道府県中央会による農業協同組合の事業の指導等、全国農業協同組合中央会による都道府県中央会の事業の総合調整等や、農事組合法人による農業に係る共同利用施設の設置、農作業の共同化については、農業協同組合法第73条の24及び第72条の8の2の規定により独占禁止法第8条第1項第1号及び第4号の規定の適用が除外されている（ただし、農業協同組合の場合と同様、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」には、適用除外とされない。）。

## 3 過去の農業協同組合等に関する独占禁止法適用事例

これまでに農業協同組合等が独占禁止法違反とされた事例としては、本条ただし書の規定により適用除外とならず、第19条違反とされたものが13件ある（資料2）。

## 4 農協の行為に対する独占禁止法の適用除外制度の問題点について

独占禁止法第22条については、規制緩和推進3か年計画（平成10年3月31日閣議決定）において、「一定の組合の行為については、適用除外規定の範囲の限定・明確化を図るため、ただし書規定の整備を行うこととし、そのための検討を行う」こととされ、同計画の改定（平成11年3月30日閣議決定）時には、「平成11年末までに結論を得る」こととされた。しかしながら、検討過程において関係省庁との調整が折り合わず、改正しないとの結論になった経緯がある。

しかし、独占禁止法の適用除外に関する問題自体は解消されたわけではなく、農業分野の新規参入が制限され、農業協同組合のように農業に従事するものの加入率が極めて高く、かつ、系統利用率が高い場合には、連合会が適用除外とされていることなどから、依然として問題が残されていると考えられる。

## 農協関係の独占禁止法違反事例（組合の連合会を含む。）

	事件名	内容	違反法条	審決年月日
1	雪印乳業(株)ほか3名(北海道バター(株), 農林中央金庫及び北海道信用農業協同組合連合会)に対する件	雪印乳業(株)及び北海道バター(株)は, 農林中金, 北信連との了解の下に, 両社に生乳を供給する農家に融資させ, その農家のみならず, その保証人, 資金を借り受けた単位農協についても生乳はすべて両社のみ販売させた。 農林中金は, 両社以外の乳業者と取引する単協等に資金の供給を拒否した。 北信連は, 農協への融資に当たり, 単協等についても生乳を雪印乳業(株)及び北海道バター(株)に供給することを条件とした。	3条前段, 19条(旧一般指定1,8)	昭和31.7.28 (審判審決)
2	浜中村主畜農業協同組合に対する件	生乳を北海道バター(株)に出荷せず, 明治乳業(株)に出荷する組合員に対し, 生乳の販売委託を受け付けず, 融資貸出を拒否及び融資の拒絶 組合施設利用の差別的取扱い 組合脱退の勧告をした。	19条(旧一般指定3)	昭和32.3.7
3	全国販売農業協同組合連合会に対する件	米麦用新麻袋の製造業者と全販連系統機関の購入する麻袋は全販連を通じて供給する全販連以外に麻袋を販売するには事前に全販連の了解を得る等を条件として取引した。	19条(旧一般指定7)	昭和38.12.4
4	斐川町農業協同組合に関する件	組合員への農業近代化資金の融資先を, 協同組合の販売する施設等を購入する者に限ることを決定した。	19条(旧一般指定7)	昭和51.3.29
5	那須町農業協同組合に対する件	組合員への農業近代化資金の融資先を, 協同組合の販売する施設等を購入する者に限ることを決定した。	19条(旧一般指定7)	昭和51.8.11

	事件名	内容	違反法条	審決年月日
6	ホクレン農業協同組合連合会に対する件	米麦用故麻袋製造業者に対し、自己を優先的に取り扱い、自己の承諾なしに単協へ販売しない旨を条件として取引した。	19 条（旧一般指定 8）	昭和 52.4.21
7	ホクレン農業協同組合連合会に対する件	農業機械販売業者に対し、会員向け農業機械の直接販売の制限 直接販売についての小売価格維持 等を条件として取引した。	19 条（旧一般指定 8）	昭和 52.4.21
8	鶴岡市農業協同組合に対する件	組合員への農業近代化資金の融資に際し、自己から農業機械を購入することを条件とした。	19 条（旧一般指定 7）	昭和 55.5.26 （審判審決）
9	川西町農業協同組合に対する件	組合員への農業近代化資金の融資に際し、自己から農業機械を購入することを条件とした。	19 条（旧一般指定 7）	昭和 55.9.10 （審判審決）
10	大分県酪農業協同組合に対する件	大分県内の乳業者へ生乳を供給するに際し、 自己の競争者から生乳の供給を受けない 自己から生乳の供給を受けていない乳業者の飲用乳製品を取り扱わない 等の条件を付して取引した。	19 条（旧一般指定 7,8）	昭和 56.7.7
11	全国農業協同組合連合会に対する件	契約先段ボール箱製造業者に対し、青果物用段ボール箱を直接、単協に販売しないようにさせていた等。	19 条（一般指定 2, 13, 14-2）	平成 2.2.20
12	山口県経済農業協同組合連合会に対する件	会員農協に農薬及び肥料を供給するに当たり、自己の利用率の割合により奨励金を支給する等により、会員農協とこれに農薬又は肥料を供給する自己の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて取引している。	19 条（一般指定 13）	平成 9.8.6
13	鳥取中央農業協同組合に対する件	農業用生産資材販売業者に対し、 組合員に直接販売の制限 直接販売についての価格表示の制限 等を条件として取引していた。	19 条（一般指定 13）	平成 11.3.9

## 【参照条文】

## 独占禁止法（抄）

（昭和 22 年法律第 54 号）

第八条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

2～4 （略）

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

## 不公正な取引方法

(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第九項の規定により、不公正な取引方法(昭和二十八年公正取引委員会告示第十一号)の全部を次のように改正し、昭和五十七年九月一日から施行する。

### (共同の取引拒絶)

- 1 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者(以下「競争者」という。)と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
  - 一 ある事業者に対し取引を拒絶し又は取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
  - 二 他の事業者に前号に該当する行為をさせること。

### (その他の取引拒絶)

- 2 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

### (差別対価)

- 3 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。

### (取引条件等の差別取扱い)

- 4 不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。

### (事業者団体における差別取扱い等)

- 5 事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

### (不当廉売)

- 6 正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

( 不当高価購入 )

7 不当に商品又は役務を高い対価で購入し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

( ぎまんの顧客誘引 )

8 自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること。

( 不当な利益による顧客誘引 )

9 正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。

( 抱き合わせ販売等 )

10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。

( 排他条件付取引 )

11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

( 再販売価格の拘束 )

12 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次の各号のいずれかに掲げる拘束の条件をつけて、当該商品を供給すること。

一 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

二 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

( 拘束条件付取引 )

13 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

(優越的地位の濫用)

- 14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
- 一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
  - 二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
  - 四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。
  - 五 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第三項の役員をいう。以下同じ。)の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

(競争者に対する取引妨害)

- 15 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

(競争会社に対する内部干渉)

- 16 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある会社の株主又は役員に対し、株主権の行使、株式の譲渡、秘密の漏えいその他いかなる方法をもつてするかを問わず、その会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、又は強制すること。

## 農業協同組合法（抄）

（昭和 22 年法律第 132 号）

第九条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条、第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四において「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二条第一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の十五の二第三項及び第五項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
- 六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 八 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
- 九 農村工業に関する施設
- 十 共済に関する施設
- 十一 医療に関する施設
- 十二 老人の福祉に関する施設
- 十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設
- 十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十五 前各号の事業に附帯する事業

2 ~ 29 （略）

第七十二条の八の二 私的独占禁止法第八条第一項第一号及び第四号の規定は、農事組合法人が行う前条第一項第一号の事業については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

第七十三条の二十二 中央会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一 組合の組織，事業及び経営の指導

二～六 （略）

2・3 （略）

第七十三条の二十三 全国中央会は、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県中央会の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。

2 全国中央会は、前項の指導及び連絡を行うために必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要事項について都道府県中央会に指示し、若しくは都道府県中央会をして全国中央会に協議をさせ、又は都道府県中央会に事務の報告若しくは書類及び帳簿の提出を求めることができる。

第七十三条の二十四 私的独占禁止法第八条第一項第一号及び第四号の規定は、中央会が行う第七十三条の二十二第一項各号及び前条第一項の事業については、適用しない。この場合には、第七十二条の八の二ただし書の規定を準用する。